

首都圏等大都市圏における交通広告掲出業務委託（その2）
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

本業務では、首都圏からの誘客を促進するため、都内において、JR 東日本の主要駅に交通広告を掲出することにより、三重県の認知向上を図ることを目的とします。

2 企画提案コンペを行う目的

当該企画提案コンペは、令和5年度首都圏等大都市圏における交通広告掲出業務（その2）を委託すべき業者を選定するために実施するものです。

3 委託業務の内容（詳細は別添業務委託仕様書のとおり）

(1) 委託業務名

令和5年度首都圏等大都市圏における交通広告掲出業務委託（その2）

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）まで

(3) 契約上限額

16,819,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

なお、共同事業体等複数者から成る組織による参加も可能とします。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件をすべて満たすこと。共同事業体等により参加する場合は、代表となる主体を定めること。同時に複数の共同事業体の構成員になることはできず、また、共同事業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことはできません。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案者の参加意思表示

企画提案に参加を希望する者は、次のとおり申し込みを行ってください。

(1) 提出書類 各1部

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※ 共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

ウ 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し

(2) 提出期限

令和5年5月9日（火）12時

(3) 提出方法

16の問い合わせ先に、持参、郵送又は電子メールにより提出してください。

※ 郵送又は電子メールの場合は必ず到着を確認してください。

6 企画提案コンペに関する質問の提出及び回答

(1) 質問の提出期限

令和5年4月28日（金）12時

(2) 質問の提出方法

16の問い合わせ先に電子メールで提出してください。

電子メール送信後、電話にて受理の確認を行ってください。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和5年5月2日（火）17時までに三重県ウェブサイトに掲載します。

7 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

(1) 企画提案参加者の資格審査

提出された「企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）」等により、資格審査を行います。

(2) 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、すべての参加意思表示者に対して通知します。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記7（2）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出資料 各10部

ア 企画提案書

・ 原則A4版で表紙を含め10ページ以内、両面長辺綴じ印刷、文字サイズ10ポイント以上

・ 別添業務委託仕様書の内容をふまえ、下記の条件を満たす交通広告媒体を具体的に提案すること。

- 掲出する広告媒体は、サインボードとすること。
- 掲出期間は、6か月以上とすること。
- 掲出する駅は、都内の JR 東日本の主要駅のうち、利用者数が多く、かつ、比較的高所得者(個人年収 1,000 万円以上)の割合が高い駅とすること。
- 予算は、1,000 万円以内(税抜)とすること(1,000 万円は、媒体費のみで、クリエイティブのリサイズ費や取付・撤去費等は含まない)。
- 掲出箇所数は、2か所とすること(1駅2か所でも、1駅1か所を2駅でも構わない)。
- 掲出する場所は、駅の中の待ち合わせ場所など、人通りが多くても広告に足を止め、じっくりと見てもらえることが期待できる場所であること。

イ 見積書(任意様式)

- ・ 課税業者であるか非課税業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。
- ・ 費用の内訳を可能な限り記載すること。
- ・ 社名及び代表名を記載すること。なお、発行責任者、担当者の氏名、連絡先の記載がある場合、代表者印は不要です。

エ 企画提案者の活動概要がわかる資料

組織概要や体制等がわかる書類(自社パンフレット等でも可)

(3) 提出期間

令和 5 年 5 月 11 日(木) 9 時から 17 時まで(厳守)

(4) 提出方法

16 の問い合わせ先に、持参又は郵送により提出してください。

なお、郵送する場合は一般書留郵便で、(3) 提出期間内に到着するよう配達日時の指定を行い、企画提案書等が(3) 提出期間内に確実に届くかどうかを送付前に郵便局で確認してください。また、発送した後に、電話にて 16 の問い合わせ先に発送した旨の連絡をしてください。

9 最優秀提案者の選定

(1) 企画提案書等の審査

この参加仕様書に基づき提出された企画提案資料等については、別に設置する「令和 5 年度首都圏等大都市圏における交通広告掲出業務委託(その 2) 企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」といいます。)において審査のうえ、最優秀提案者を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、選定において、最低制限基準点(合計満点比 60%)未満の提案は失格とします。また、この基準は一者提案となった場合も同様とします。

(2) 審査基準

以下の項目により、審査します。

なお、「ア 要件充足性」、「イ 戦略性」については、配点を 2 倍とします。

ア 要件充足性（比重配点×2）

- ・ 提案内容は、提示した条件を満たしているか。

イ 戦略性（比重配点×2）

- ・ 掲出駅や具体的な掲出場所は、データや根拠に基づいた戦略的な提案となっているか。

ウ 経済性

- ・ 掲出媒体は、掲出駅や具体的な掲出場所から勘案して、経済的な提案となっているか。

エ 実施体制

- ・ 業務の実施にあたって、みえ観光の産業化推進委員会（以下「当委員会」という。）と協議の上、柔軟に対応することが可能か。また、業務に関する社外組織との連携体制は十分か。

（3）プレゼンテーションの実施

選定委員会の審査にあたり、以下のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日（予定）

令和5年5月16日（火）

イ 場所（予定）

三重県庁8階 雇用経済部会議室

ウ 時間

改めて別途通知します。

エ 説明者

2人までとします。

オ その他

- ・ プレゼンテーションは、事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。
- ・ 提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとします。

※ 提案者が多数の場合における事前の書類審査の結果（優秀提案者に選定か非選定かの結果）については、令和5年5月15日（月）15時までに通知します。

（4）審査結果

最優秀提案者が決定した後に、各提案者に対して速やかに通知します。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- （1）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの）（有料）の写し（提示可）
- （2）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの）（無料）の写し（提示可）

(3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

※ 当委員会が指示した日までに提出してください (FAX 又は電子メール可)。

※ (1)、(2) について、新型コロナウイルス感染症の影響により税務署等の関係機関に納税 (徴収) 猶予制度を受けるために申請したことで、提出 (提示) ができない場合は、別紙「申立書」を提出してください。

11 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者 (以下これらを「更生 (再生) 手続中の者」といいます。) のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者 (会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り) が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

なお、みえ観光の産業化推進委員会経理規則 (以下「経理規則」という。) 第35条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、経理規則第35条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生 (再生) 手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

13 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

14 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

15 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、当委員会の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。

- (3) 成果物の著作権は当委員会に帰属するものとします。
- (4) 提出された全ての書類は返却しません。
- (5) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (6) 選考経過は公表しません。
- (7) 審査結果についての異議申立は受け付けません。

16 問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

みえ観光の産業化推進委員会事務局 寺井

(三重県観光部観光誘客推進課内)

TEL 059-224-2802

FAX 059-224-2801

E-MAIL kankoyu@pref.mie.lg.jp